

京都市告示第 37 号

京都市市街地景観整備条例（以下「条例」という。）第28条第1項の規定により、先斗町界わい景観整備地区を指定しましたので、同条第3項の規定において準用する条例第24条第2項の規定により次のとおり告示します。

なお、関係図書を閲覧に供します。

平成27年4月1日

京都市長 門川 大作

1 名称及び面積

名 称	面 積
<small>ぼんとちょう</small> 先斗町界わい景観整備地区	約2.1ヘクタール

2 先斗町界わい景観整備地区を定める土地の区域

京都市中京区橋下町，若松町，梅之木町，松本町，柏屋町，材木町，下樵木町，鍋屋町，石屋町及び下京区橋本町の各一部

3 関係図書の閲覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市景観部景観政策課

(都市計画局都市景観部景観政策課)